

長門市上下水道局

水道料金改定のQ&A

(令和4年10月から)

いつもいつまでも
市民の命と健康をささえ続ける
長門市の水道

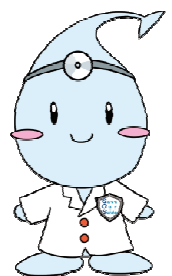
目 次

■水道料金の改定の必要性や事業経営に関するもの

Q1	どうして水道料金を値上げしないといけないのですか	1
Q2	赤字になっていないなら水道料金の値上げをしなくてもいいのではないですか	2
Q3	人口減少や節水によって使用水量が減少しているので費用もかからないのでは	3
Q4	企業局として事業経営の努力が足りないのではないですか	4
Q5	税金を投入して水道料金を低く抑えてはいけないのですか	5
Q6	水道料金の値上げをしないとどうなるのですか	6
Q7	値上げた分の収入はどうするのですか	6
Q8	水道施設の耐震化とはどのようなものですか	7
Q9	今回の水道料金の値上げにより当分は値上げしなくてよくなるのですか	8

■水道料金の改定内容や支払いに関するもの

Q1	水道料金の改定はどのように決まったのですか	9
Q2	水道料金の改定内容はどうなっていますか	10
Q3	水道の基本水量を廃止したのはなぜですか。下水道も基本水量がなくなるのですか	11
Q4	水道の従量料金の一部調整単価とはどのようなものですか	11
Q5	水道料金の基本料金と従量料金とは何が違うのですか。超過料金ではないのですか	12
Q6	使用期間が2ヶ月に満たない場合の料金計算が半月から1ヶ月に変更されるとどうなるのですか	13
Q7	いつから水道料金は値上がりするのですか	14
Q8	一般的にどの程度の水道料金の値上げになるのですか	15
Q9	長門市の水道料金は他の自治体に比べて高いのですか、低いのですか	16
Q10	値上げ率が一律ではないのはどうしてですか	17
Q11	水道料金の値上げによって下水道使用料も変わるのですか	17
Q12	新型コロナウイルスまん延の影響で支払いが困難な場合はどうしたらいいですか	18
Q13	クレジットカード払いやキャッシュレス決済はできますか	18



Q1 どうして水道料金を値上げしないといけないのですか

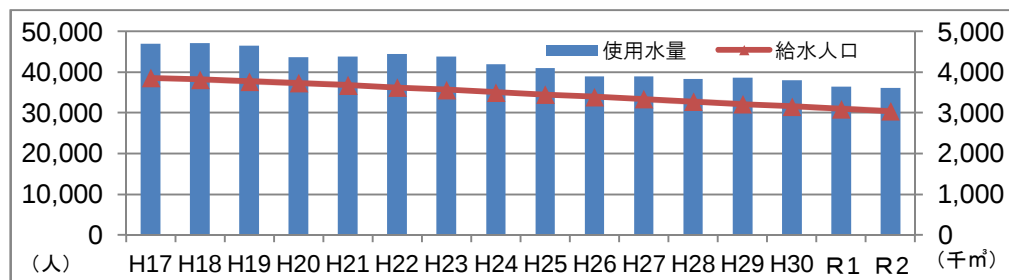
平成17年の1市3町合併以降、本市では平成20年、水道料金の単価統一により平均改定率7.5%の改定を行いましたが、その後は消費税率の引上げに伴う料金改定のみで、今回まで料金を据え置いてきました。

しかしながら、節水機器の普及や、合併以降進んだ**人口減により水道料金収入は減少傾向**となっています。加えて、高度経済成長期に整備した水道管をはじめとする水道施設が、老朽化の進行から、破損・漏水が発生していること、施設の修繕対応費がかさんでいることなどが、本市水道事業の経営面に大きな影響を与えています。

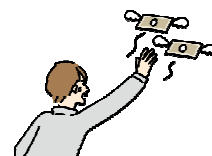
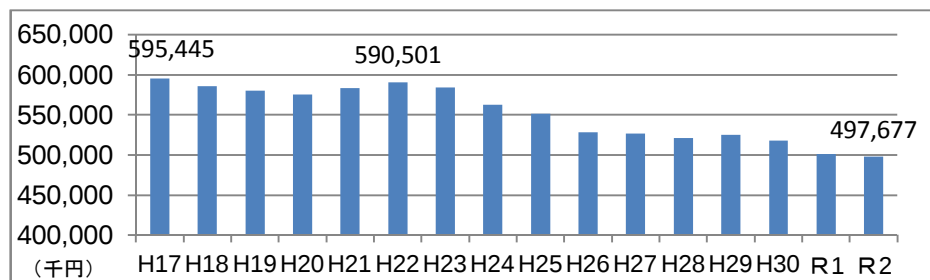
水道料金を値上げしなければ、これら**老朽施設の更新や、地震や災害への備えとして水道管や浄水施設等の耐震・強靱化が出来なくなってしまいます。**

このたびの料金改定は、市民の皆様へ将来にわたって安全・安心な水をお届けするために行うものです。利用される皆様にはご負担をお掛けしますが、何とぞご理解くださいますようお願いいたします。

■減少傾向にある給水人口と使用水量

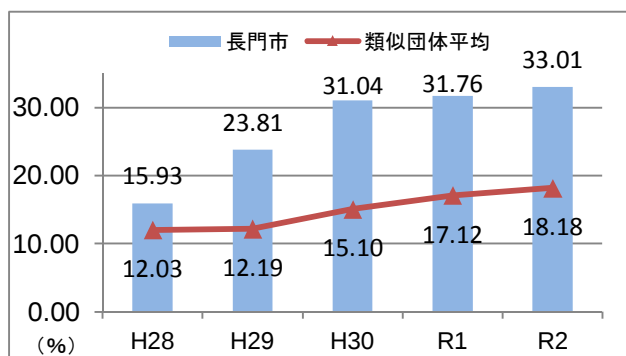


■減収傾向にある水道料金収入(税抜き)



**水道事業を支える
利用者が減っています！**

■他の自治体より老朽化が進む長門市の水道施設



- 管路耐震化率15.5% (全国平均40.9%)
- 浄水施設耐震化率28.1% (全国平均32.6%)



老朽化が進む配水池



古くなった水道管の破損

※グラフは法定耐用年数40年を超えた水道管の割合
※類似団体平均は給水人口3～5万人規模の団体平均

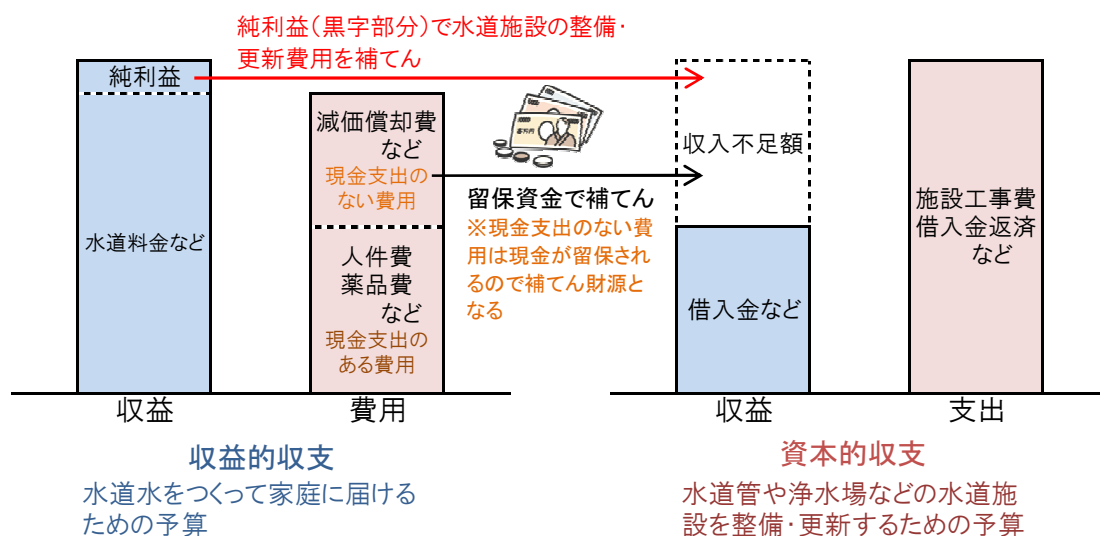
Q2 赤字になっていないなら水道料金の値上げをしなくてもいいのではないですか

公営企業である水道事業会計では、水道水をつくって家庭へ届けるための予算を区分する「収益的収支」と、水道施設を整備するための予算を区分する「資本的収支」に経理が分かれています。

本市の水道事業は、合併以降は平成28年度を除き黒字経営となっており、純利益(黒字)を確保していますが、この純利益は、収益的収支における黒字を表したものになります。

一方で、資本的収支は一般的にどの自治体でも収入が不足する構造となっており、先ほどの収益的収支における純利益(黒字)を財源として、不足分を補う形となります。

■水道事業の構造



そのため、水道事業会計における**純利益(黒字)は、水道施設の整備・更新費用を捻出するために確保すべきもの**として、水道料金に含めることになっています。

しかしながら、本市の水道事業では、この純利益(黒字)が十分でないため、水道施設の整備・更新費用の財源を借入金に頼っているのが現状であり、このままでは、借入金の返済が増大し、収益的収支も赤字となり、経営的に成り立たなくなることが想定されます。

したがって、将来にわたり、水道施設を適切に更新・維持していくためには、水道料金の値上げによる純利益(黒字)の確保は欠かせません。

Q3 人口減少や節水によって使用水量が減少しているので費用もかからないのでは

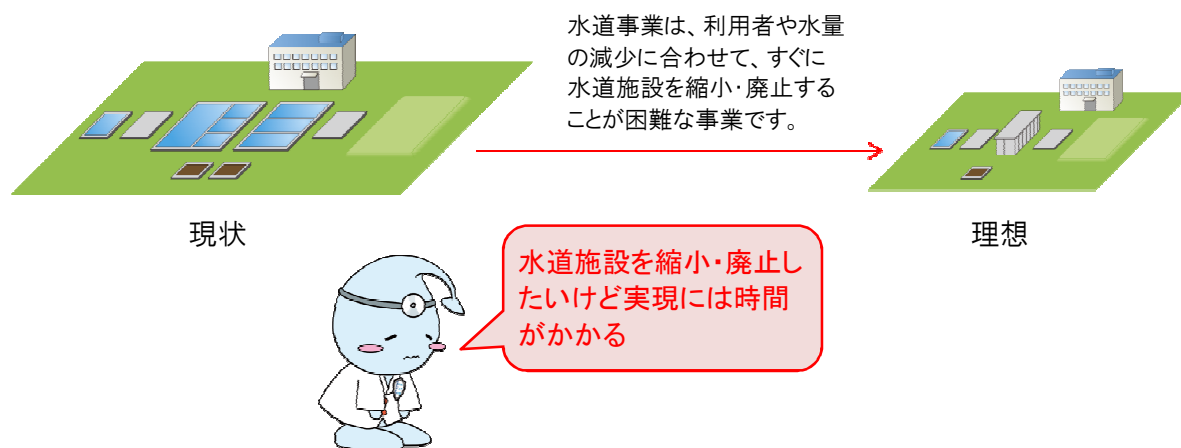
節水機器の普及に加え、人口の減少により使用水量が減少しているのは事実です。

しかしながら、利用者が減っても給水エリアは市内の広範囲をカバーしていますので、末端に利用者がいれば水道管を撤去することはできません。

また、各地に現存する浄水場や配水池は、整備当初の計画に基づいて適正配置しており、単純に施設を廃止すると圧力の低下などを招き、水の安定供給に支障が出てしまいます。

このように、**水道事業は利用者の減少に合わせて、水道施設が同じように減るものではない**ため、使用水量が減ったからといって、すぐに水道施設の規模を小さくすることが難しいのが現状です。

そのため、水道施設を適切に管理しながら、耐震化を進め、適切な規模に徐々に縮小していくためにも、収入の確保が必要となります。現状のままでは、水道施設の老朽化が進み、安定供給も困難となるため、最低限の値上げをお願いせざるを得ない状況となりました。



Q4 企業局として事業経営の努力が足りないのではないですか

合併以降17年が経過しますが、その間に旧1市3町から引き継いだ2つの上水道事業と5つの簡易水道事業について俵山簡易水道事業のみを残して1つの上水道事業に統合するなど、経営の効率化を進めています。

また、水道施設監視のネットワーク化や維持管理体制の効率化に取り組み、下水道事業を一体的に運営する上下水道局として組織を強化する一方、水道事業における正規職員数を約4割削減しています。

しかしながら、節水機器の普及や、人口の減少により水道料金収入が落ち込んでいることに加え、高度経済成長期に整備した水道管をはじめとする水道施設が老朽化の進行から、水道管の破損・漏水が発生していること、施設の修繕対応費がかさんでいることなどが、本市水道事業の経営面に大きな影響を与えています。

今後も一層厳しい経営環境が予想される中、水道事業を継続していくためには、施設の耐震化や更新に多額の費用がかかり、経営努力のみでは対応できないとの判断から、今回、水道料金を値上げさせていただくこととしました。

■事業統合による経営の効率化

地区	旧事業	現事業
長門	長門上水道事業	長門上水道事業 (H28事業統合)
油谷	油谷上水道事業	
三隅	三隅上地区簡易水道事業	
	三隅中地区簡易水道事業	
	三隅下地区簡易水道事業	
日置	日置簡易水道事業	俵山簡易水道事業
長門	俵山簡易水道事業	

※「上水道事業」は給水人口5,001人以上、「簡易水道事業」は給水人口101人以上5,000人以下

平成28年度末に事業統合を行い、経営の効率化を進めています。



■組織の強化と維持管理体制の見直し

上下水道局設置(H30)



水道事業

下水道事業

職員配置の見直し

平成17年度(合併時)

21人

職員給与費 1億4,528万円/年



令和2年度

13人

職員給与費 7,184万円/年

水道事業正規職員数

施設・業務の見直し

- ・浄水施設の休・廃止
- ・監視のネットワーク化
- ・維持管理業務の効率化

Q5 税金を投入して水道料金を低く抑えてはいけませんか

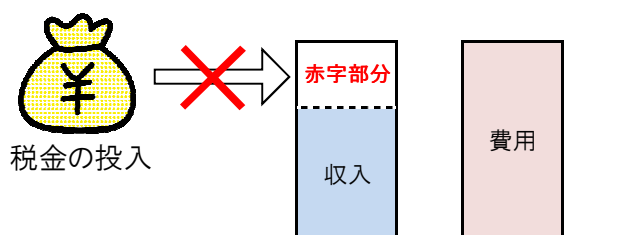
水道事業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業として運営を行っています。また、公営企業は、民間の電気やガスと同様に提供するサービスの対価である料金収入によって維持されるべき「独立採算の原則」を採っており、**水道事業は水道料金で運営していくことが原則**ですので、本来、他の住民サービスに使われるべき税金を安易に投入することは適当ではありません。

本市では、一部税金を投入して水道事業が成り立っている現状にありますが、負担の公平性を確保する観点から、多額の税金投入は避けるべきです。

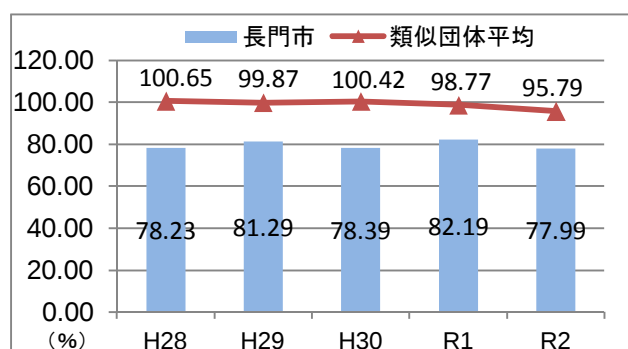
■独立採算の原則

(地方公営企業法第17条の2第2項)

地方公営企業の会計は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない



■料金回収率



※料金回収率は費用をどの程度水道料金で賄っているかの割合

※類似団体平均は給水人口3～5万人規模の団体平均

既に税金を投入していて、水道料金で必要な費用の8割も回収できていないんだ

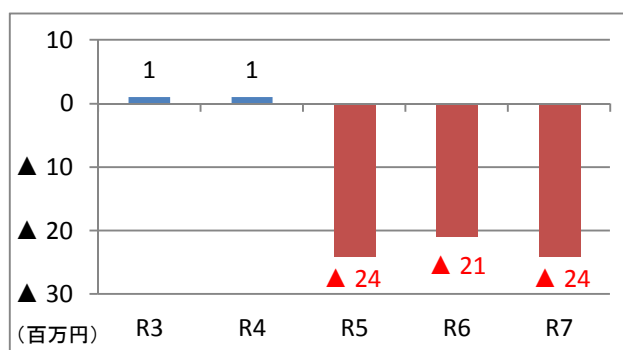


Q6 水道料金の値上げをしないとどうなるのですか

このままでは、近い将来に赤字決算となり、古くなった水道管や浄水場などの更新、耐震化ができなくなってしまう。

そのため、漏水事故が多発し、余計に修繕費が発生するなど、事業経営が立ち行かなくなる恐れがあります。また、利用者の皆様に安定して水を供給することが困難となり、ご迷惑をお掛けすることになります。

■ 値上げしない場合の収支予測



予測では令和5年度から純損失(赤字)が発生



水道管が老朽化して漏水事故が多発

Q7 値上げした分の収入はどうするのですか

水道料金を値上げすると収入が増加し、純利益(黒字)が増えます。

この増収分については、老朽管・浄水施設等の更新・耐震化を進めるための財源として活用し、現在行っている税金による補てんを抑制していきます。

また、増加傾向にある借入金の額を少なくすることで、さらなる人口減少への備えとして、将来世代の負担の増加を少しでも抑制しながら、持続可能な水道事業を目指していきます。



借入金を抑制しながら、古くなった水道管の耐震化や施設の更新を進めていきます。

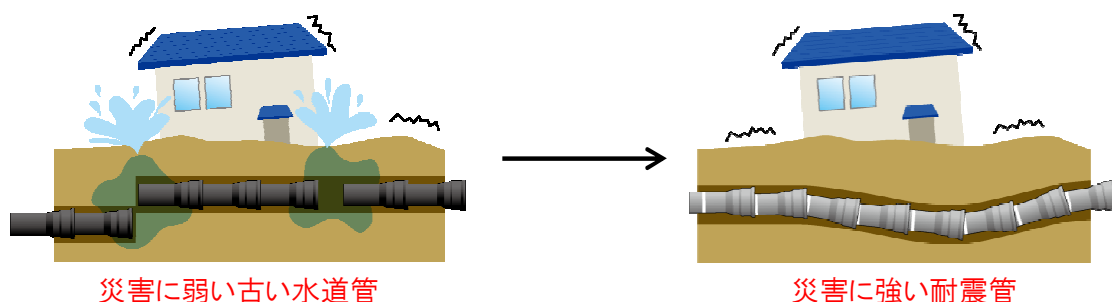
Q8 水道施設の耐震化とはどのようなものですか

古い水道管は、地震が起きると継手が抜けたり、水道管自体が壊れたりして水が供給できなくなります。

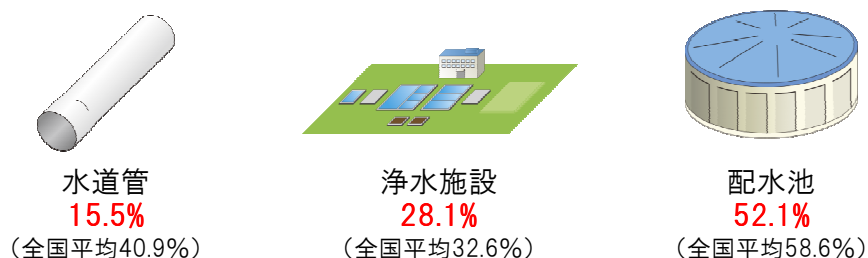
一方で、**耐震管は、想定しうる範囲内で最大規模(震度7クラス)の地震に耐え得る管**のことで、東日本大震災時にも耐震管の性能が確認されています。本市では、基幹管路を中心に、地震に弱い水道管を耐震管に入れ替える耐震化工事を進めています。

また、古くなった浄水場や配水池でも、地震や豪雨に備えて更新を進めています。

■耐震管のイメージ



■耐震化の状況(各水道施設の耐震化率)



※簡水を除く令和2年度末現在(全国平均は令和元年度末現在)

Q9 今回の水道料金の値上げにより当分は値上げしなくてよくなるのですか

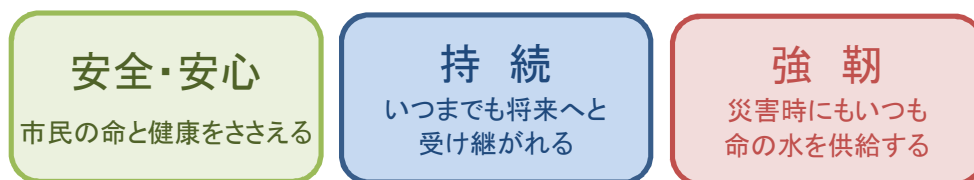
令和3年12月に提出された上下水道事業審議会からの答申を踏まえ、今回の水道料金値上げに当っての算定期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とし、平均改定率は、現下の経済情勢等を勘案して、10%とするものです。

また、令和3年3月に策定した今後10年間の事業経営の基本となる「長門市水道事業経営戦略」では、給水人口のさらなる減少や、水道管や浄水施設などの老朽化に伴う水道施設の更新需要の増加が見込まれています。

そのため、今後は、給水人口や水需要の推移など社会情勢の変化を踏まえ、**4年毎に料金見直し(さらなる値上げが必要かどうか)を行う予定**としています。

～長門市水道事業経営戦略の基本目標～

「いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道」



今後は経営戦略が掲げる目標に向け、水道料金の定期的な見直しを行っていきます

Q1 水道料金の改定はどのように決まったのですか

本市では、上下水道事業に関する重要な事項を審議するために上下水道事業審議会を設置しています。

審議会の委員は、一般市民や事業者の代表、学識経験者からなり、市長の諮問(依頼)によって内容を審議し、答申(意見)をいただくものですが、令和2年7月の第1回から令和2年12月まで計6回の審議会を開催し、上下水道事業の経営分析等を踏まえて今後10年間の事業経営の基本となる「経営戦略」の策定に携わっていただきました。

この経営戦略策定の中で明らかとなった経営課題として、減収が続いている水道料金のあり方について料金改定を検討すべき時期にきているというご意見から、上下水道局内で今後の水道料金について検討を行い、令和3年10月、審議会へ「適正な水道料金のあり方について」ご意見を頂戴するための諮問を行いました。

審議会では、上下水道局がお示した改定方針や素案を基にご審議いただき、令和3年12月、審議会から「将来にわたって安定した経営を継続するためには、水道料金改定はやむを得ない」との答申をいただきました。

これにより、料金改定を実施すべきとの経営判断に至り、審議会の答申内容を踏まえた「給水条例」改正議案を市議会に提出し議決されたことから、今回の水道料金の改定に至りました。

■水道料金改定までの流れ

時 期	内 容
令和2年7月 ┆ 令和2年12月	第1回上下水道審議会開催 水道事業を中心に経営状況の把握や分析、経営計画の策定 審議会を計6回開催
令和3年3月	事業経営の基本となる「 経営戦略 」を策定
令和3年10月	「水道料金のあり方」について 審議会へ諮問 (意見を求める)
令和3年11、12月	審議会を2回開催 し、諮問内容を審議
令和3年12月	審議会から「 料金改定はやむを得ない 」との答申を受理
令和4年3月	市議会にて 水道料金改定案を議決



Q2 水道料金の改定内容はどうなっていますか

今回の水道料金の改定については、市民や事業者の代表、学識経験者からなる上下水道事業審議会から答申（意見）をいただいております、できるだけ答申内容を反映した改定内容としています。

審議会の答申では、どの程度の料金値上げが適正であるかの「料金改定率」、口径別料金を維持するのか基本料金や超過料金はどのようにするのかといった「料金体系」、経営状況に鑑みて料金改定をいつ実施すべきかの「改定時期」などのご意見をいただきました。

なお、上下水道料金の検針や請求は2ヶ月に1度で変更はありません。



■料金改定率

平均改定率10%（料金算定期間の令和4年度から令和7年度までの4年間で10%の増収を見込む）

■料金体系等

①**基本水量の廃止**（基本料金に含まれていた2ヶ月20m³の使用水量を廃止）⇒Q3へ

②**基本料金と従量料金の値上げ**（基本水量廃止により超過料金は従量料金になります）⇒Q5へ

③**調整単価の導入**（激変緩和策として一部の口径で10円/m³の単価を導入）⇒Q4へ

④**料金算定期間の変更**（使用が2ヶ月に満たない場合の料金最低計算期間を1ヶ月に変更）⇒Q6へ

⑤**用途別料金の一部廃止**（利用対象者がいないため湯屋、消火兼用栓、消火栓の料金は廃止）

■改定時期

令和4年10月1日から（継続利用されている方は早くも12月請求分から新料金を適用）⇒Q7へ

■水道料金（2ヶ月あたりの単価）

現行（単位：円、税抜）

口径・用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ あたり)
13mm	20m ³	2,000	126
20mm		2,880	
25mm		4,280	
30mm		9,080	
40mm		10,000	
50mm		14,200	
75mm		30,000	
100mm		48,600	
150mm		107,480	
船舶用	-	-	185
湯屋用	200	15,880	80
消火兼用栓	-	-	126
消火栓	演習の場合1回5分以内 口径50mm 1,070円 口径75mm 2,500円		-



改定後（単位：円、税抜）

口径・用途	基本水量	基本料金	従量料金(1㎡あたり)		
			～20㎡	21㎡～	
13mm	廃止	2,000	10	140	
20mm		3,000			
25mm		4,500			
30mm		9,200			
40mm		10,800			
50mm		14,200			
75mm		33,000			
100mm		53,400			
150mm		160,000			
船舶用	-	-	204		
湯屋用	廃止 (利用対象者がいないため)				
消火兼用栓					
消火栓					

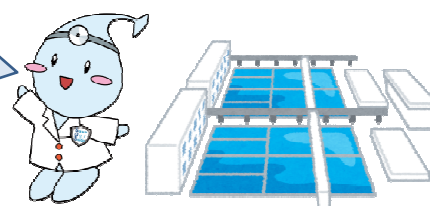
Q3 水道の基本水量を廃止したのはなぜですか。下水道も基本水量がなくなるのですか

水道の基本水量を廃止した理由として、水道が普及したことで、公衆衛生上の観点から水需要を促すという当初の役割を概ね終えていることと、将来的な料金のあるべき姿を見据えて、節水により料金が抑えられる体系にすべきとの考えから、基本料金に含まれていた基本水量(2ヶ月で20 m^3 まで)を廃止し、使用した水量に応じて料金を負担していただく料金体系に変更しました。

なお、今回の改定は水道料金のみであるため、下水道使用料の基本水量はこれまでどおり残っています。

ただし、今後、下水道使用料を見直す際は、基本水量のあり方について検討してまいります。

下水道使用料の基本水量は残ったままです



Q4 水道の従量料金の一部調整単価とはどのようなものですか

今回の改定により基本料金に含まれていた基本水量(2ヶ月で20 m^3 まで)を廃止し、使用した水量に応じて料金を負担していただく料金体系に変更しました。

そのため、1 m^3 の使用から従量料金が発生しますので、140円の従量料金単価をそのまま導入すると、これまで基本料金のみであった使用者でも水道料金が急激に値上がりします。

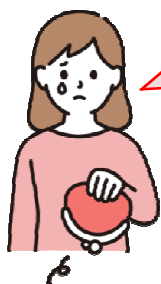
そのため、今回の基本水量を廃止する影響を踏まえて、**口径13mmから40mmまでに調整単価の10円(税抜き)を使用水量20 m^3 まで導入することで、急激な値上がりを抑制することとしました。**

■2ヶ月で20 m^3 使用した場合(口径13mm使用)

現行の水道料金2,200円(税込)は値上げでいくらになるの？



値上げで調整単価がない場合

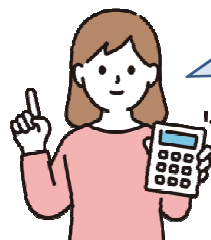


調整単価がないから
水道料金は
5,280円(税込)に

2,000円 + 140円 × 20 m^3 + 税



値上げで調整単価がある場合(今回の改定)



調整単価があるから
水道料金は
2,420円(税込)だね

2,000円 + 10円 × 20 m^3 + 税

Q5 水道料金の基本料金と従量料金とは何が違うのですか。超過料金ではないのですか

基本料金は、浄水場や配水池、水道管などの維持費に加え、検針費用や水道メーターの取替費用などを負担していただくための料金で、使用水量に関係なく固定的にかかる費用を基本料金としています。

従量料金は、水をきれいにするための薬品代や配水池に水を送るためのポンプの電気代などを負担していただくための料金で、使用水量によって変動する費用を従量料金としています。

ただし、浄水場や配水池、水道管などの維持費を全て基本料金とすると、使用水量が少ないにもかかわらず高額な基本料金を負担しなくてはいけなくなるため、施設の維持費の一部は従量料金にも含まれています。

なお、今回の水道料金改定により基本水量（基本料金に含まれていた2ヶ月で20 m^3 までの使用料金）が廃止となりますので、これまで2ヶ月で21 m^3 以上の水量を「超過料金」として料金をいただいていたが、改定後は1 m^3 から水量単価の料金が発生するため、今後は水道料金に関しては「超過料金」ではなく「従量料金」という呼び方になります。

■基本料金

開栓状態（蛇口をひねれば水が出る状態）であれば、水道の使用量に関係なくかかる料金

■従量料金

水道の使用した量に応じてかかる料金
(1 m^3 あたりの料金単価を乗じる)



※ 改定前は基本水量を超えた水量を「超過料金」と呼んでいましたが、改定後は基本水量廃止に伴い水道料金に関しては「従量料金」に呼び方が変わります。
(下水道使用料は今回は改定しないので超過料金が残っています)

Q6 使用期間が2ヶ月に満たない場合の料金計算が半月から1ヶ月に変更されるとどうなるのですか

これまで上下水道の使用期間が2ヶ月に満たない場合は、半月単位で料金を計算していましたが、今回の料金改定により、今後は1ヶ月単位での料金計算に変更します。

これにより最低1ヶ月分の基本料金が発生しますので、帰省などの一時使用で水量が少ない場合は負担が増加します。

しかしながら、閉開栓にかかる手数料に加え、8年に1回は水道メーターの取替費用が必要となり、閉栓状態の使用していない間でも検針費用が発生しています。

今回の改定を機に、県内他市と同様、最低1ヶ月単位の料金計算とさせていただきますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、使用水量によっては料金が安くなる場合もありますので、計算例を参考にご確認ください。

■水道料金計算例(口径13mm、10日間で7m³使用)

新料金単価

基本料金(口径13mm)	1,000円/月
従量料金(1~10m ³ /月)	10円/m ³
従量料金(11m ³ /月~)	140円/m ³

(半月単位で計算した場合)

$$\begin{aligned} \text{基本料金(口径13mm)} & 1,000\text{円} \times 1/2\text{ヶ月} = \underline{500\text{円}} \cdots \text{①} \\ \text{従量料金(1~5m}^3\text{/半月)} & 10\text{円} \times 5\text{m}^3 = \underline{50\text{円}} \cdots \text{②} \\ \text{従量料金(6m}^3\text{/半月~)} & 140\text{円} \times 2\text{m}^3 = \underline{280\text{円}} \cdots \text{③} \end{aligned}$$

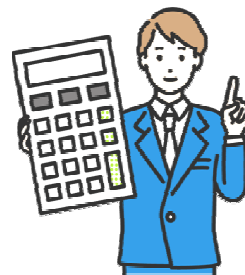
$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 1.1 = \underline{913\text{円(税込)}}$$



(1ヶ月単位で計算した場合_料金改定後)

$$\begin{aligned} \text{基本料金(口径13mm)} & 1,000\text{円} \times 1\text{ヶ月} = \underline{1,000\text{円}} \cdots \text{①} \\ \text{従量料金(1~10m}^3\text{/月)} & 10\text{円} \times 7\text{m}^3 = \underline{70\text{円}} \cdots \text{②} \\ \text{従量料金(11m}^3\text{/月~)} & 140\text{円} \times 0\text{m}^3 = \underline{0\text{円}} \cdots \text{③} \end{aligned}$$

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 1.1 = \underline{1,177\text{円(税込)}}$$



Q7 いつから水道料金は値上がりするのですか

改定後の水道料金の適用は、令和4年10月1日からです。

水道メーターの検針を2ヶ月に1度行っていますので、継続して使用されている偶数月検針地区の方は、令和4年12月請求分(12月上旬検針分)から、奇数月検針地区の方は、令和5年1月請求分(1月上旬検針分)から、改定後の水道料金が適用されます。

なお、令和4年10月1日以降に水道の使用を開始された方は、最初の請求から新料金が適用されます。

■新料金適用のイメージ

地区	使用期間					
	令和4年8月	9月	10月	11月	12月	令和5年1月
偶数月検針地区 通、仙崎、日置、油谷地区	← 現行料金(10月検針・請求) →		← 新料金(12月検針・請求) →		← 新料金(2月検針・請求) →	
奇数月検針地区 東深川、西深川、深川湯本、俵山、三隅地区	← 現行料金(11月検針・請求) →		← 新料金(1月検針・請求) →		← 新料金(3月検針・請求) →	

料金は検針票で
ご確認ください



Q8 一般的にどの程度の水道料金の値上げになるのですか

一般的な3～4人世帯を想定してモデルケースをつくってみました。

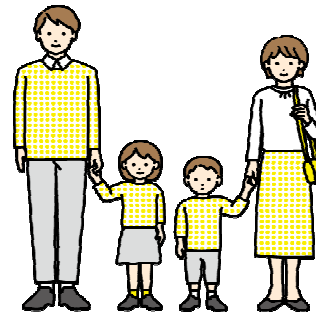
使用しているメーターの口径が13mmで、2ヶ月間の水道使用量が40m³の場合、値上げ後の水道料金は1回(2ヶ月分)の請求で税込5,500円となります。1年間では6回請求がありますので税込33,000円となります。(下水道を使用している場合は下水道料金が上乗せになります)

■3～4人世帯のモデルケース

口径13mm使用、水道を2ヶ月に40m³使用した場合

使用期間	現行 (税込)	改定後 (税込)	値上げ額
2ヶ月	4,972円 (10,802円)	5,500円 (11,330円)	528円
1年間	29,832円 (64,812円)	33,000円 (67,980円)	3,168円

※カッコ書きは下水道使用料を含めた額



注意)使用水量はあくまで目安ですので実際の使用水量は検針票でご確認ください。

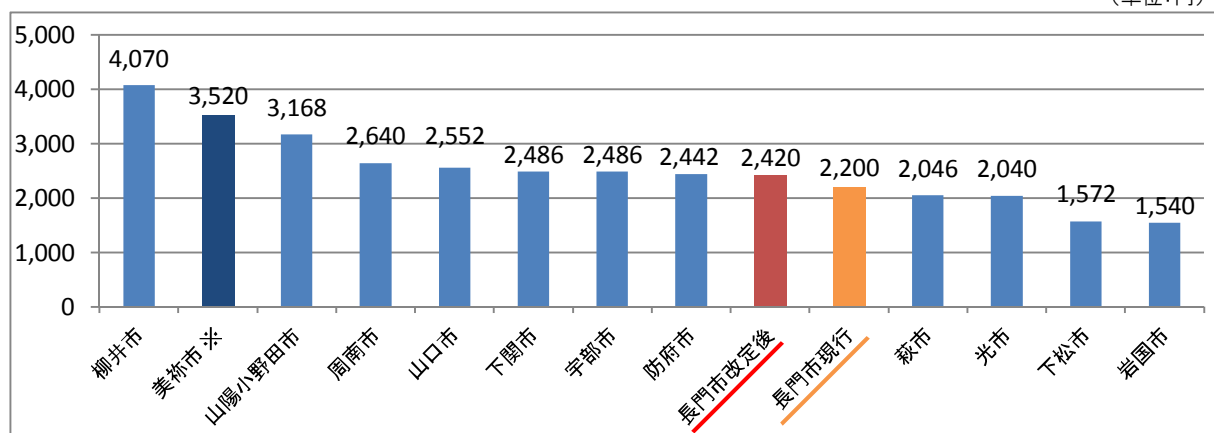
Q9 長門市の水道料金は他の自治体に比べて高いのですか、低いのですか

使用する水道メーターの口径や使用水量によって水道料金は異なりますが、一般的に家庭で使用されている口径13mmの料金を県内他市と比較すると、2ヶ月間に20^m3使用した場合は、改定前も改定後も県内13市の中で下から5番目に安い料金となります。2ヶ月間に40^m3使用した場合は、改定前は下から5番目でしたが、改定後は下から6番目となります。

また、全国平均と比較すると1ヶ月20^m3の使用で税込3,241円(H31.4.1現在)であるのに対し、本市の改定後の料金は1ヶ月で計算すると税込2,750円と安くなっています。

■2ヶ月間で20^m3使用した場合の料金(口径13mm使用)

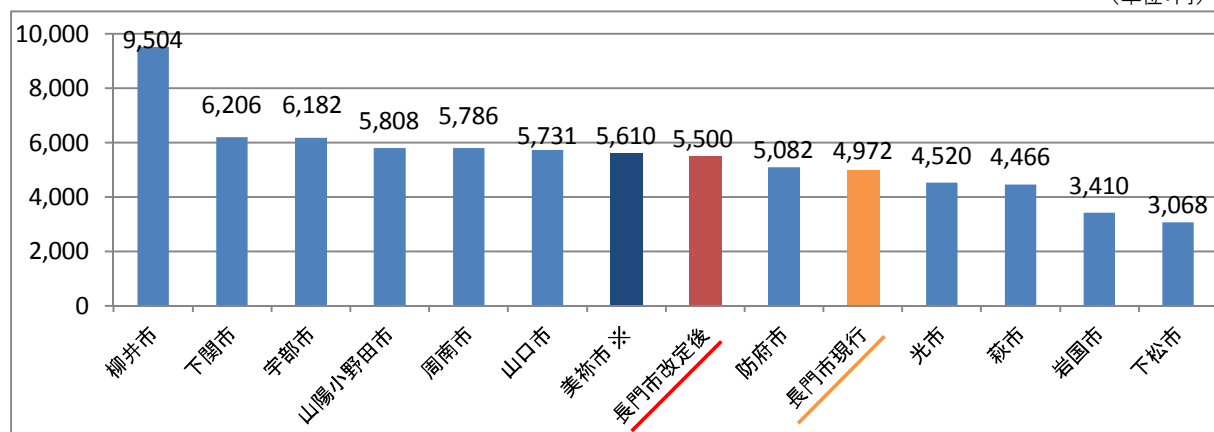
(単位:円)



※美祢市は改定後の料金(R4.4.1改定実施)

■2ヶ月間で40^m3使用した場合の料金(口径13mm使用)

(単位:円)



※美祢市は改定後の料金(R4.4.1改定実施)



2ヶ月で20^m3使用した場合
の水道料金は2,420円
だから、2Lのペットボトルだと
1本分の水が0.242円だね

Q10 値上げ率が一律ではないのはどうしてですか

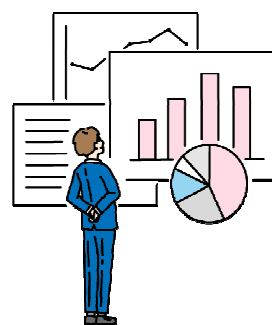
今回の水道料金の改定では、今後4年間で必要となる費用と収入の見込額を算出し、水道料金が4年間平均で10%の増収となるように料金内容を見直しました。

料金算定に当たっては、料金算定の一般的な方法である公益社団法人日本水道協会発行の「水道料金改定業務の手引き」にしたがい、本来あるべき口径別の料金体系を把握したうえで、現行の料金体系から本来あるべき料金体系に少しでも近づけるよう調整を行い、改定内容としました。

したがって、利用されている口径によって本来負担すべき費用に差異がありますので、値上げ率が異なっています。

水道料金全体では4年間で10%増収となるよう改定

⇒ 口径別料金体系を採用しており、口径別にかかる費用が異なることから一律の値上げ率にはなっていません。



Q11 水道料金の値上げによって下水道使用料も変わるのですか

今回の改定は水道料金のみで、下水道使用料の改定はありません。

ただし、使用期間が2ヶ月に満たない場合の料金計算は、これまで半月単位で行っていましたが、水道料金改定に伴い1ヶ月単位に変更させていただいております。

これにより下水道使用料についても最低1ヶ月単位の料金計算に変更となります。

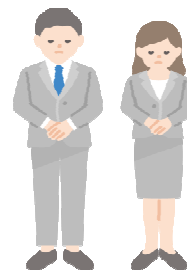


Q12 新型コロナウイルスまん延の影響で支払いが困難な場合はどうしたらいいですか

新型コロナウイルスまん延の影響により、水道料金の支払いが困難な場合については、支払い猶予措置を実施しています。

猶予措置としては、新型コロナウイルスまん延の影響による収入減などで支払いが困難となった使用者(事業所含む)の上下水道料金の支払いを、6ヶ月以内(申出によりさらに6ヶ月追加の最大1年間)猶予しています。

現在の状況など確認が必要となりますので、支払いが困難となるような事情のある場合は、個別にご相談ください。



Q13 クレジットカード払いやキャッシュレス決済はできますか

上下水道料金の支払い方法は、口座振替、納付書による市役所や金融機関、コンビニ窓口での納付に加え、スマートフォンを用いたキャッシュレス決済に対応しています。

なお、クレジットカード払いは、導入しておりません。

■クレジットカード払い



クレジットカード払い導入には、多額の料金システム改修費が必要となり、手数料も高額であることから、現在のところ導入の予定はありません。



■キャッシュレス決済



対応可能アプリ

- ・ PayB
- ・ Pay Pay
- ・ LINE Pay

※ キャッシュレス決済にはスマートフォンと「コンビニ納付用バーコード」が印字された納付書が必要となります。詳しくは市のホームページでご確認ください。